コミュニティライフきららはまなす（共同生活援助）　運営規程

（目的）
第１条　社会福祉法人青森令和会が、設置経営するコミュニティライィライフきららはまなす（以下「事業所」という。）において実施する介護サービス包括型指定共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）
第２条　事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条 16 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
２　共同生活援助の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービスまたは保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
３　前２項のほか、法及び市町村が定める設備及び運営に関する条例の内容やその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）
第３条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるとものとする。
（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（５）虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）の設置等に関する事。
　ア　事業所における虐待の防止他の園の対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
　イ　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
　ウ　事業所は、前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（事業所の名称等）
第４　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　　称　コミュニティライフきららはまなす
（２）所 在 地　青森県青森市はまなす２丁目６番１６号
　　運営法人　社会福祉法人　青森令和会
　　所 在 地　青森県青森市松森３丁目１７番１１号

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者１名（常勤職員）【兼務可】
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。
（２）サービス管理責任者（常勤職員１名）【兼務可】
サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業所との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行うものとする。
（３）世話人（常勤職員１名　非常勤１名）
世話人は、食事の提供や居室の掃除、生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（入居定員）
第６条　事業所の入居者の定員は、７人（男女混合）とする。

（共同生活援助を提供する主たる対象者）
第７条　事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）事業の主たる対象とする障害者（18 歳未満の者を除く）
　　身体障害、精神障害、知的障害、発達障害等

（共同生活援助の内容）
第８条　事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。
（１）利用者に対する相談
（２）食事の提供
（３）健康管理・金銭管理の援助
（４）余暇活動の支援
（５）緊急時の対応
（６）職場等との連絡・調整
（７）財産管理等の日常生活に必要な援助
（８）一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

（利用者からの受領する費用の額等）
第９条　指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。また当該指定共同生活援助が法定代理受領サービであるときは、各市町村が利用者の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の１割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。
２　法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から当該して共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

３　次に定める費用については、毎月末締めの請求書を発行し、翌月に現金または口座引き落としにて利用者から徴収する。
（１）家賃　月額 35,000 円（体験的な利用の場合、日額 1,175 円)。ただし、法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は当該利用者に係る家賃の月額から法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第６項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額とする。
（２）日常生活費　１日　250 円（町内会費、共有スペース、日用雑貨品費、CATV 利用料）
（３）食材費　　１食　朝食 450 円　夕食 550 円(昼食 500 円)
（４）電気代　　実費（電気メーター）
（５）水道代　　実費（電気メーター）
（６）日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる物
４　前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
５　第３項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
６　第３項に規定するサービスの提供にあたっては、利用者や保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入居の当たっての留意事項）
第１０条　利用者は、入居に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。
１　室内の共有する機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

（利用者負担額等に係る管理）
第１１条　事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

２　事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

（緊急時等における対応方法）
第１２条　現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）
第１３条　事業所は、災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）
第１４条　提供した共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
２　提供した指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所設備若しくは帳簿書類のその他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、道外指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　提供した指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により青森県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは停止時の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して青森県知事が行う調査に協力するとともに、青森県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
４　提供した指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により青森県知事又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して青森県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、青森県知事または市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
５　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

（契約時の文書の交付）
第１５条　利用者に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。
２　契約締結に際して、提供する指定共同生活援助の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

（衛生管理）
第１６条　従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１７条　事業所に、職員の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）　採用時研修　採用後３カ月以内
（２）　継続研修　年２回
２　職員は、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
３　職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は、法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
５　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

６　事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から５年間保存するものとする。
７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森令和会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（禁止事項）
第１８条
（１）利用者は、施設内（居室を含む）での飲酒を原則禁止とする。また、過度な飲酒により他の利用者や職員に迷惑を及ぼす行為、または共同生活の秩序を著しく乱す行為を行ってはならない。
（２）利用者は、職員に対し、過度な要求を繰り返す、あるいは性的な嫌がらせ（身体への接触、卑猥な言動等）などのハラスメント行為を行ってはならない。これらの行為が認められた場合、事業者は法的措置を含めた厳正な対処を行うことができる。
（３）利用者が以下の各号のいずれかに該当し、事業者による改善の求めに応じない場合、または信頼関係が著しく損なわれ共同生活の継続が困難と判断される場合、事業者は本契約を解除することができる。
１．職員または他の利用者に対し、心身に重大な危害を及ぼす暴力行為、または著しい暴言・ハラスメント行為があったとき。
２．禁止事項に繰り返し違反し、他の利用者の生活環境を著しく阻害したとき。

附則
この規定は、令和８年６月１日から施行する。